

伊藤委員からの意見への回答について

1 山口県文書館の所管を知事部局にしない理由について

- 文書館は昭和34年に日本初の公立文書館として「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」に基づき「教育機関」として教育委員会に設置された。
- 文書館は「教育機関」として長年にわたり公文書の収集、管理だけでなく、地域資料（古文書）の収集・管理、「古文書講座」などの普及・教育活動、山口県に係る歴史・教育研究などを行ってきた実績があるため、特定歴史公文書の所管が知事に移ったとしても「教育機関」として活動していくことが適当であると考える。
- 文書館は県立図書館（教育委員会所管）に併設されており、教育委員会所管の方が連携を取りやすいという側面もある。
- 国や他県では「公文書館」は公文書管理を所管する部局のもとに置かれている例が多いが、本県では、特定歴史公文書の管理に関して課題が発生した際は学事文書課と文書館が対応を協議する場を設けること、また特定歴史公文書管理に必要な人員、予算については学事文書課と文書館（教育委員会）が協力して対応するなど、学事文書課と文書館が緊密な連携を取ることで、文書館が教育委員会の所管であったとしても特定歴史公文書の管理を円滑に実施することが可能であると考える。
- 電子データの移管に関しては、知事部局、教育委員会等が使用している文書管理システムで、保存期間満了後の簿冊データを文書館に移管し、文書館が管理できるようシステム改修を実施したところである。

<参考：教育委員会所管の公文書館の状況（R2.6時点）>

施設名	設立	公文書 管理条例	所蔵資料	
			公文書	古文書
茨城県立歴史館	S48.4.1	×	○	○
栃木県立文書館	S61.4.1	×	○	○
群馬県立文書館	S57.4.1	○	○	○
埼玉県立文書館	S50.4.1	×	○	○
新潟県立文書館	H4.4.1	○	○	○
福井県文書館	H15.2.1	×	○	○
長野県立歴史館	H6.11.3	○	○	○
三重県総合博物館	H26.4.1	○	○	○
山口県文書館	S34.4.1	制定中	○	○

※ 公文書管理法：H21.6.5公布、H23.4.1施行

※ 群馬県は特定歴史公文書を教育委員会が所管

※ 新潟県、長野県、三重県は特定歴史公文書の所管を知事に移しているが、公文書館は教育委員会所管のまま

※ 公文書館の所管を知事部局としているのは、31都道府県

2 今後のスケジュールについて

公文書管理条例関係の今後のスケジュールについては、以下の予定で、あまり余裕がないものになるが、「案を早めに情報提供する」「適時に情報共有を図る」など、検討会委員の皆様にも協力いただき、また関係機関と連携して対応することで、令和5年4月の制度開始で問題ないと考える。

<今後のスケジュール>

